平成２８年（フ）第１３６号
岡山市中区平井1222番地６
債務者　来見　武史
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
大分県国東市国東町田深1662番地
債務者　西村　友美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２７８１号
東京都足立区一ツ家３丁目12―９―302
債務者　上地　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目29―４　ドリームハイツ２―203
債務者　大嶋　綾子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４０号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目８―23―202
債務者　向里ますみ
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４７号
東京都練馬区石神井町２丁目３―３―104
債務者　丸本　久子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４号
東京都八王子市下柚木２丁目５番地23パレスサンライズ201号
債務者　松本　　健
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３３号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館301号室
債務者　名倉　裕貴
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３５号
横浜市旭区本村町35番地５　ソシア101号
債務者　北野　重治
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目146番地12　ホワイトパレス蒔田103
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２７号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地10―505
債務者　近藤　満郎
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４７号
東京都府中市白糸台４丁目40番地の18ウィンディア武蔵野台103
債務者　馬場サザヨ
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９号
栃木県小山市大字間々田1074番地３
債務者　西村　一樹
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１７５号
静岡市駿河区八幡２丁目15番５号　スクウェアガーデン八幡101号、旧住所静岡市駿河区富士見台２丁目１番56―２号　エステハイツ富士見台Ａ205　森山方
債務者　木下　慶紀
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部